

石川県公報

平成31年2月5日
第13178号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

○青少年に有害な興行の指定	(少子化対策監室)	1
○青少年に有害な図書等の指定	(同)	1
○県道の区域の変更	(道路整備課)	2
○県道の供用の開始	(同)	2

公 告

○特定病院の認定公告	(障害保健福祉課)	2
○都市計画の変更案の縦覧公告	(都市計画課)	3
○道路の位置の指定公告	(建築住宅課)	3

告 示

石川県告示第39号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成31年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	火口のふたり	ファントム・フィルム
〃	師匠の女将さん いじりいじられ	オ ー ピ ー 映 画
〃	手ごめにされた新妻 夫と義父と…	新 東 宝 映 画
〃	かちんこ!平成任侠外伝	オ ー ピ ー 映 画
〃	豊満OL 寝取られ人事	〃

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成31年2月5日

石川県告示第40号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成31年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2019年3月号 (04333-03)	(株)ジ ー ノ ッ ト

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成31年2月5日

石川県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成31年2月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成31年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)		
二俣古屋谷線	金沢市市瀬町ニ15番10地先から	旧	7.80～11.70	120.5	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市市瀬町ニ6番2地先まで	新	10.00～30.40		
仮生堅田線	金沢市南千谷町口168番1地先から	旧	7.20～15.80	235.0	〃
	金沢市南千谷町口22番3地先まで	新	9.92～36.03	235.0	

石川県告示第42号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成31年2月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成31年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
二俣古屋谷線	金沢市市瀬町ニ15番10地先から 金沢市市瀬町ニ6番2地先まで	平成31年2月5日	県央土木総合事務所維持管理課

公 告

特定病院の認定公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項に規定する精神科病院として次のとおり認定した。

平成31年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認 定 期 間
石川県立高松病院	かほく市内高松ヤ36番地	平成31年2月1日から平成34年1月31日まで
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	〃
七尾松原病院	七尾市本府中町ワ部5番地	〃
松原病院	金沢市石引4丁目3番5号	〃

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成31年2月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成31年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
加賀都市計画道路 3・4・11号加賀温泉駅前1号線	(1) 追加する区域 加賀市小菅波町1丁目の一部 (2) 変更する区域 加賀市作見町ヲ、作見町リ、小菅波町への各一部	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字横浜へ12番1、25番3、農道及び水路の無籍地の一部	幅員 6.83m 延長 20.00m	河北郡津幡町字横浜に56番地4 大塚 浩一	平成31年1月21日

